

## AMU P A Y 代理店規約

### 第1条（目的）

本規約は、一般財団法人AMU（以下、「AMU財団」）とAMU P A Y 加盟店を取り次ぐ代理店との契約に付随して細則等を定めるものであり、代理店契約と共にAMU財団及び代理店の権利義務を定めるものである。

### 第2条（委託業務）

#### 1. 勧誘

##### （1） 不当な勧誘等の禁止

代理店は、以下の目的または手法でAMU P A Y 加盟店を勧誘してはならない。

- ① AMU P A Y サービスを別サービスの契約もしくは販売の取引条件として付帯すること。
- ② AMU P A Y サービスを別の類似または全く異なる商品またはサービスと偽って、またはそれと誤解させるような説明をして勧誘すること。
- ③ 故意に事実を伝えず、又は虚偽の説明を行うこと
- ④ 店舗が契約を締結しない旨の意思を表示し又は勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにも拘わらず、当該勧誘を継続すること
- ⑤ その他関連法律に違反する行為。

##### （2） 宣伝広告の制限ならびに禁止事項

代理店は、以下の内容または手法による宣伝、広告行為を行ってはならない。

- ① AMU P A Y サービスの名称、システム利用料、契約対象者など、その内容について誤った情報を記載もしくは音声、映像などで宣伝広告すること。
- ② AMU P A Y サービスを別企業のもものと偽って、あるいはそれと誤解されるような宣伝広告をすること。
- ③ 反社会勢力が発行する新聞、雑誌などの発行物その他各種メディアにて宣伝広告すること。
- ④ 他社への批判を含んだ内容をもって宣伝広告すること。

##### （3） 宣伝広告の事前審査

代理店は、オリジナルの広告物（チラシ等の紙媒体）、各メディアへの掲載、HP の制作ならびに各 SNS における、代理店及び個人名にてAMU財団の知的財産を利用した宣伝については、事前にその内容（媒体を含む）についてAMU財団の審査を受けなければならない。

また、これを審査が通らないまま使用、公開してはならない。

##### （4） 知的財産権の目的外利用の禁止

代理店は、AMUPAYのロゴデータ、サービス、ノウハウを含む、すべての知的財産権をAMU財団との代理店契約に基づき利用するものとし、以下の目的での利用ならびに複製、二次利用してはならない。

- ① AMU財団に無断で第三者にAMUPAYのロゴデータまたは情報を渡し、営業活動を代行させること。
- ② AMU財団制作物のデザイン、イラスト等を流用し、AMU財団以外の広告として利用し利益を得ること。
- ③ その他、AMU財団が知的財産権侵害と判断した行為。

(5) 第三者の知的財産権の侵害禁止

代理店による以下の行為を禁止する。

- ① 第三者の知的財産を無断で利用する行為
- ② AMU財団が第三者の知的財産権の侵害と判断した行為

(6) 適合性の原則の遵守

代理店は、店舗に対してAMUPAY加盟店契約への申込を勧誘するにあたり、当該店舗の知識及び経験並びに契約締結の目的に照らして、店舗に理解されるために必要な方法及び程度によって、各サービスの内容、システム利用料、その他の提供条件の概要の説明を行わなければならない。

## 2. AMUPAY 加盟店契約取次

(1) AMUPAY 加盟店契約取次方法の制限

AMUPAY 加盟店契約の取次にあたっては、独自の申込用紙や独自のインターネット上の申し込みなど、AMU財団が指定する方法以外での加盟店契約取次を行ってはならない。

(2) サービス利用規約の理解

代理店はAMUPAYサービスについて、そのすべての利用規約（以下「サービス利用規約」）を熟読し、理解、把握しておかなければならない。

(3) サービス知識の拡充

代理店は、AMUPAYサービスについて、常にAMU財団が開示する情報を確認し、把握しなければならない。

(5) 個人情報

代理店は、本業務で知り得た店舗情報ならび個人情報を、その契約締結の有無にかかわらず、これを第三者に開示したり、契約内容の確認以外に利用したりしてはならない。

(6) 代行の禁止

代理店は、契約事務の取次にあたって以下の事項を店舗に代わって実行してはならない。

- ・利用規約の同意
- ・お申込みフォームの入力
- ・お申込み用紙の記入
- ・店舗本人確認書類のアップロード
- ・お申込み確認の最終同意

#### (7) 守秘義務

代理店は、AMU P A Y 加盟店契約に関する一切の情報について、これを第三者に開示してはならない。

#### (8) AMU財団への連絡

代理店は、店舗が契約時にAMU財団に提出した本人確認書類ならびに店舗情報、事業内容について虚偽、偽造の疑いが生じた場合、速やかにAMU財団へ連絡しなければならない。

また、その際にAMU財団からの指示事項に従い、速やかな対応をしなければならない。

### 3. AMU P A Y 加盟店契約解除の事務取次

#### (1) 代行の禁止

代理店は、店舗からAMU P A Y 加盟店契約解除の申し入れを受けた場合、必ず店舗代表者からAMU財団該当窓口へ連絡する旨を伝えなければならない。

また、店舗に代わって上記解除の申し込みをしてはならない。

#### (2) 契約解除抑止の努力義務

代理店は、店舗からAMU P A Y 加盟店契約の解除を希望された場合、これを抑止するよう努めなければならない。この場合、その抑止は、関係法令の遵守はもとより、社会通念上、適正な範囲に止めなければならない。

#### (3) 契約解除に対する異議

代理店は、AMU財団と店舗の契約解除について、如何なる理由があっても、これに対し異議を唱えることはできない。

### 第3条 (インセンティブ)

AMU財団と代理店との間の代理店契約に基づきAMU財団から代理店に支払われるインセンティブとは、代理店がAMU財団と店舗間のAMU P A Y 加盟店契約についての勧誘及び事務取次を行い、当該店舗がAMU財団の定める各種条件をクリアした場合に生じるAMU財団から代理店に支払う代理店業務の対価を指すものとする。

代理店へのインセンティブについては次のとおり定める。

1. 店舗が、AMU財団指定の申込フォームから申請内容を提出し、且つAMU財団が定める本人確認書類の提出もしくはアップロードが完了し、AMU財団がそれを受理、承認した時点で、AMU財団は当該代理店に対し1店舗あたり4,000円のインセンティブ支払い義務が発生する。
2. 店舗が、AMU P A Y 加盟店契約をAMU財団と締結した日から1か月以内に当該店舗で10万円以上のAMU P A Y決済が生じた場合、AMU財団は当該代理店に1店舗あたり5,000円のインセンティブを支払う。ただし、本規約第3条1で定められた本人確認書類の提出もしくはアップロードを店舗が完了しておらず、AMU財団でもそれを受理、承認していない場合、代理店に本規約第3条2のインセンティブは発生しない。
3. インセンティブの支払い方法
  - (1) インセンティブは毎月月末日を締日とし、翌月の10日に支払うものとする。ただし、10日がAMU財団の営業日外の場合は翌営業日に支払う。
  - (2) インセンティブの支払先は代理店が指定し、かつ振込依頼書をAMU財団に届け出た銀行口座へ振り込むものとする。その際の振込手数料として一律金300円をインセンティブ支払額から控除する。
  - (3) 代理店が振込依頼書による届け出が完了していない場合は、AMU財団は支払義務を有しない。
  - (4) 双方いずれかが計算書の内容に相違を見つけた場合は、速やかに他方に連絡を行い、調査のうえ、回答する義務を双方が有する。また、調査した結果、支払額に過不足があった場合はその額を精算する。その際の振込手数料は支払い側の負担とする。
  - (5) 指定口座の変更届け  
代理店は、指定口座に変更がある場合は、AMU財団へその旨を連絡し、新たな口座の情報を記載した振込依頼書を提出しなくてはならない。また、AMU財団は当該変更口座への登録が完了するまでは変更前の口座に振り込むものとする。

#### 第4条（システム利用料の分配比率）

AMU P A Yシステム利用料の分配比率については、代理店とAMU財団の2者間、もしくは当該店舗を加えた3者間の別途個別契約にて定めるものとする。

#### 第5条（店舗対応）

##### 1. 問合せ

代理店は店舗からの問い合わせがあった場合、サービス利用規約に準拠した内容にて回答しなくてはならない。また、サービス利用規約に定めていない問題についてはAMU財団に確認し、その結果を店舗に回答しなくてはならない。

##### 2. 苦情対応等

代理店は、AMU P A Y サービスに関連して店舗から苦情等の要求を受けた時は、速やかにAMU財団へ報告するとともに、AMU財団と協力して当該苦情に対応しなければならない。

## 第6条（報告義務）

1. 代理店は、以下の場合、必ず即時にAMU財団の指定する監督責任者へ報告しなければならない。
  - ① 商号、会社住所、電話番号、など加盟申込書に記載した事項の一部または全部に変更があった場合。
  - ② 店舗との契約取次または契約後に店舗との間にトラブルが生じた場合。
  - ③ 店舗の個人情報そのもの、もしくは個人情報を記録した端末、記録媒体などを紛失したり盗難されたりした場合。
  - ④ 他の代理店がAMU財団との代理店契約ならびに本規約に違反した行為を行っている事実を知り得た場合。
  - ⑤ 代理店業務従事者が代理店契約ならびに本規約に違反していることが発覚した場合。
  - ⑥ 代理店が継続困難な状況になった場合。
  - ⑦ 利用者の保護を確保するための内部管理体制等、AMU財団が代理店に業務を委託するにあたりその能力の適格性を審査するために報告を求めた事項について変更があった場合。
  - ⑧ 自社が行政指導、行政処分、刑事処分その他の公的な制裁を受けた場合。

## 第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、AMU財団が加盟店からの申込みを承認した日から1年間とする。但し、有効期間満了の3カ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をしない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、有効期間はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第8条（代理店契約の終了）

### 1. 契約期間満了

代理店契約は、同契約に定められた期日内に契約終了を申し出た場合、当該契約期間の満了日をもって終了する。

### 2. 契約期間中の解除

代理店契約は、契約期間内においても任意に契約を解除できる。

この場合、解除希望日の2ヶ月前までにAMU財団指定の書式による申し出を必要とする。

### 3. 契約違反等による契約解除

代理店契約ならびに規約に定められた規定に違反した場合は、AMU財団から一方的に代理店契約を解除することができる。

AMU財団が、代理店に対し、委託業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するため、業務内容の改善等必要な対応を要請したにも関わらず、正当な理由なく代理店がこれに従わない場合も同様とする。

### 4. 権利の放棄

いずれの理由にかかわらず、契約の終了日以降、代理店契約に基づく代理店の権利は消滅する。

付則

1. 本規程は、2020 年 2 月 1 日より施行する。

以下空白

2020 年 2 月 1 日 制定